

熱海市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第3号

熱海市印鑑条例の一部を改正する条例

熱海市印鑑条例（昭和50年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第4号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同条第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熱海市印鑑条例の規定は、この条例の施行の日以後の印鑑の登録の申請について適用し、同日前までに印鑑の登録の申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。